

トピックス

児童扶養手当・特別児童扶養手当

どちらも受給するには申請が必要です。

◆児童扶養手当

【対象者】

次のいずれかの条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日をむかえていない子を扶養している父か母、またはその子を養育している人

※子の身体または精神に中程度以上の障がいがある場合は、手続きにより20歳未満まで受給できます。

○父母が離婚した子

○父か母が死亡した子

○父か母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある子

○父か母の生死が明らかでない子

○父か母から引き続き1年以上遺棄されている子

○父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた子

○父か母が引き続き1年以上拘禁されている子

○母が婚姻せずに生まれた子

○父母とも不明である子

◆手当の月額が変わりました

法律の一部改正により、児童扶養手当と特別児童扶養手当が4月分以降、月額0.5%引き上げられました。

◆特別児童扶養手当

【対象者】

身体や精神に障がいのある20歳未満の子を養育している父か母、または父母にかわって子を養育している人

〈特別児童扶養手当1級〉

○身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級程度（内部的疾患を含む）に該当するとき

○療育手帳の判定が最重度、重度程度の知的障がい・精神障がいであるとき

〈特別児童扶養手当2級〉

○身体障害者手帳の判定がおおむね3級程度（内部的疾患を含む）に該当するとき

○療育手帳の判定が中度程度の知的障がい、同程度の精神障がいであるとき

※手当を受ける人、または扶養義務者の前年の所得が限度額を超える」と手当が支給停止となります。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。ただくか、お問い合わせください。

トピックス

「A L L Yの取り組み」を進めています

市では、LGBTなど性的マイノリティ当事者を支援するため、平成28年4月、「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」を開始し、これまで5組の同性カップルへ受領証を交付しました。また、性の多様性の啓発や当事者支援を「A L L Yの取り組み」と名付けて、次のような取り組みをしています。

※「A L L Y」とは、LGBT当事者を理解し支援するという考え方やその考えを持つ人のことです。

◆こんな取り組みを行っています

○性的指向や性自認の多様性を市職員と教員が理解するために、ガイドラインを作成しました。
○公文書などを見直し、性別記載欄が不要なものは削除しています。

○市内公立中学校では、生徒と保護者に制服について相談できることを伝えていきます。

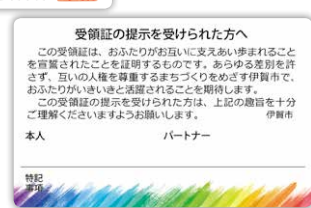
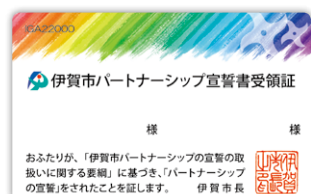
○誤解や偏見がまだ多く残る中で、当事者の人権相談にに応じています。

○学校・地域・家庭・事業者向けの啓発活動を行っています。

多様性を尊重しあい、すべての人がいきいきと暮らすまちをめざし、啓発資料やA L L Yシールを配布しているほか、講師の派遣も行っていますので、お気軽にお問い合わせください。



▲伊賀市の ALLY マーク



▲パートナーシップ宣誓書受領証カードタイプ

【問い合わせ】

こども未来課
TEL 22・9677 FAX 22・9646
E kodomo@city.iga.lg.jp

【問い合わせ】

人権政策課
TEL 22・9683 FAX 22・9684
E jinken-danjo@city.iga.lg.jp

風しんの抗体検査を受けましょう

これまで風しんの予防接種を受ける機会がなかった男性を対象に、風しんの抗体検査・定期予防接種を実施しています。

【対象者】 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

【場所】

○全国の医療機関

○特定健診、事業所健診の健診機関
※抗体検査や予防接種の受け方などは市ホームページまたはクーポン券に同封する案内をご覧ください。

◆クーポン券について

○5月中旬頃、昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性にクーポン券を送付します。

○昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は、前年度にクーポン券を送付しています。有効期限は令和2年3月末日になっていますが、4月以降も使用できます。紛失した場合は再発行しますので、ご連絡ください。

○住所を変更した場合、住民票のある市区町村からクーポン券の再発行を受ける必要があります。

妊娠希望者などへの

風しんワクチンの助成

先天性風しん症候群を予防するため、妊娠希望者などへの風しんワクチン予防接種費用の一部助成（上限5,000円）を行っています。助成を受けるには、助成券が必要です。事前にお問い合わせください。

【期限】

令和3年3月31日まで

【対象者】

昭和37年4月2日～平成2年4月1日生まれで、次のいずれかに該当する人。

○妊娠を希望する女性

○妊娠を希望する女性の夫

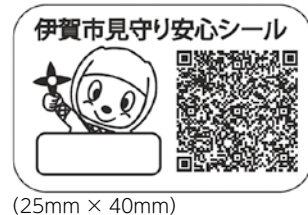
○妊婦の夫

○妊婦と同居する家族

※昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は上記の「成人男性の風しん抗体検査・予防接種」が優先されます。

伊賀市見守り安心シールを交付します

認知症などにより、外出中に行方不明になるおそれのある高齢者の情報をお知らせし、市に登録した人に「伊賀市見守り安心シール」を交付します。登録された情報は警察と共有し、高齢者を発見した人が、シールに書かれている番号を市や警察に伝えることで、速やかに身元確認ができます。



(25mm x 40mm)

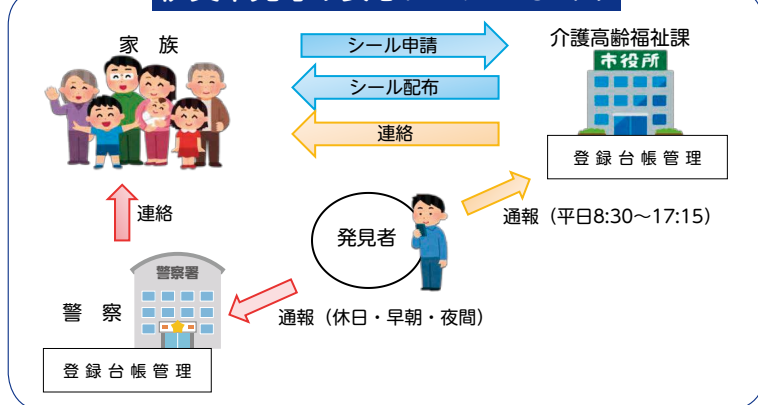
また、シールの2次元コードをスマートフォンなどで読み取ると、市や警察の連絡先が表示されます。

認知症の症状があっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、行方不明になった高齢者の早期発見と、いち早く身元を特定する仕組みを作ること、ご家族の精神的負担の軽減も図ります。

【対象者】 市内在住で、おおむね65歳以上の行方不明になるおそれがある在宅で生活している高齢者

※ご家族が申請してください。

伊賀市見守り安心シールのしくみ



読み取り画面表示例



※機種や端末により、表示画面が異なる場合があります。



【問い合わせ】

健康推進課

☎ 22・96553

FAX 22・96606

✉ kenkousuishin@city.iga.lg.jp



【問い合わせ】

介護高齢福祉課

☎ 22・96334

FAX 26・36050

✉ kaigo@city.iga.lg.jp